

箕面の山パトロール隊 会則

(整理番号：MYP-01)



2017年5月14日 改訂

[名 称]

第1条 会の名称は、「箕面の山パトロール隊」(以下「本会」という)とする。

[目 的]

第2条 本会は、箕面の山の自然環境の保護・保全・育成・美しい山の景観づくりを目的とする。

[所 在 地]

第3条 本会は、主たる事務所を箕面市に置く。

[隊 員]

第4条 本会の会員(以下「隊員」という)は、第2条の目的に賛同する個人・団体とする。

[会 費]

第5条 隊員は、年会費を納入するものとする。

[活 動]

第6条 本会の活動の場所は、原則として「箕面の山とその周辺」とする。

第7条 本会は、その目的を遂行する手段として、次の活動をする。

1. 隊員および一般参加者による箕面の山のクリーンハイキングを毎月実施、ゴミ・不法投棄物の回収。
2. 大型ゴミ・不法投棄物の調査および防止策の提案・実施。
3. 自然情報の提供および企画ハイキングの実施。
4. 各種団体との連携とクリーンハイキング実施の際のサポート。
5. その他の山地美化活動。

[意思決定]

第8条 本会の総会は、隊員をもって構成し、最高決議機関とする。

1. 総会の招集は隊長が行い、出席隊員の過半数の賛成で議決する。
2. 総会は年1回開催し、事業計画・報告および収支予算・決算を決議する。
3. 隊員からの動議に基づき隊長が必要と認めるときは臨時総会を開催することができる。

[組 織]

第9条 本会には、次の役員を置く。役員は総会において隊員の中から選任される。

1. 隊 長 本会を代表する。
2. 副 隊 長 隊長を補佐する。
3. 事務局長 総会の決議に基づき、事務執行や管理全般を行う。
4. 会 計 会計を担当する。
5. 監 事 運営や会計を監査する。
6. 顧 問 運営全般にアドバイスを行う。
7. 理 事 隊の重要な事業を担当する。

第10条 役員の任期は、2年とする。なお、再任を認める。

第11条 役員は必要に応じて役員会を実施し、本会の事業実施及び実行委員会の設置について決定する。

[事業年度]

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

[会則の変更]

第13条 本会の会則は、総会の議決を経て変更できる。

[会員の加入・退会]

第14条 隊員の加入は、本人の意思に基づき、隊長の承認により加入できる。

第15条 隊員の退会は、本人の退会の届けを隊長に提出し、退会することができる。

[付 則]

本会の会則は、2006年1月15日をもって効力を発します。

改定1は、2008年4月1日に改定し、実施する。

改定2は、2009年4月1日に改定し、実施する。

改定3は、2011年5月7日に改定し、実施する。

改定4は、2015年5月17日に改定し、実施する。

改定5は、2017年5月14日に改定し、実施する。

以上



箕面の山パトロール隊

平成29年度 役員 (平成29年5月14日総会により選出)

役 職	氏 名
隊長	村上 なおみ
副隊長	森岡 常雄 (美化活動・不法投棄対策) 田子 広一 (安全管理・研修) 村上 竜太 (企画・事務局)
事務局長	村上 竜太
会計	米田 治
理事	掛水 正行
理事	正木 雪夫
監事	豎山 利治
顧問	稲井 信也

以下余白

【本件に関する連絡先】

〒562-0006 箕面市箕面温泉町1丁目1番 箕面の山パトロール隊・瀧道事務所

TEL/070-5040-9734

Mail/info@minoh-pato.com

HP/ <http://minoh-pato.com/>